

京葉銀カード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式） 改定箇所

(2024年4月改定)

改定前	改定後
<p>第3条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を<u>券面上に印字</u>した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード<u>券面上に印字</u>された使用者本人以外使用できないものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p> <p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合においては翌月初旬に、<u>会員の届出の住所へ請求明細書を送付し、通知</u>します。</p> <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>届出用紙</u>により当社の指定</p>	<p>第3条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を<u>券面に印字または登録</u>した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード<u>券面に印字または登録</u>された使用者本人以外使用できないものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。<u>（カードに署名欄がある場合に限り）</u>。</p> <p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合においては当月初旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合においては翌月初旬に、<u>当社の定める方法により、会員へ請求明細書にかかる情報を連携し、</u>を送付し、通知します。</p> <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により当社の指定</p>

2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定

第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）

4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、
(9)会員（当該法人の役員等を含む）または
(10)会員（当該法人の役員等を含む）または
(12)会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合

5. 会員は、前項により、会員資格を取り消された場合、

6. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格

7. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは

8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づ

9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの

2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の方法により当社の指定

第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）

4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合またはその他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、
(9)会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または
(10)会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または
(12)会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合

5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。

6. 会員は、本条4項により、会員資格を取り消された場合、

7. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格

8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは

9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づ

10. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの

11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた

第14条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。

第17条（会員保障制度）

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

(7)前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害

(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害

(9)その他本規約に違反する使用に起因する損害

6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切

場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

1. 会員が次のいずれかの事由に該当した場合、会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、会員および使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。

(5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。

第17条（会員保障制度）

3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。

(7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合

(8)前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害

(9)戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害

(10)その他本規約に違反する使用に起因する損害

6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して会員または使用者が保

の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。

第19条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。

第20条（届出事項の変更等）

1. 当社に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、電話等で届け出ることもできます。

第26条（カードショッピング）

2. 加盟店の店頭での利用手続き

有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。

第19条（カードの有効期限）

1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。

第20条（届出事項の変更等）

1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。

6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員および使用者は届出に応じるものとします。

第26条（カードショッピング）

2. 加盟店の店頭での利用手続き

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。

第27条（立替払の承諾等）

1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。

商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限ります）。

第27条（立替払の承諾等）

1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。